

## 以下の助成金は終了しましたのでご注意ください。

- 1 障害者介助等助成金
  - 重度中途障害者等職場適応助成金
  - 健康相談医師の委嘱助成金
  - 職業コンサルタントの配置又は委嘱助成金
  - 在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱助成金
- 2 職場適応援助者助成金
  - 第1号職場適応援助者助成金
  - 第2号職場適応援助者助成金
- 3 重度障害者等通勤対策助成金
  - 住宅の新築等助成金
- 4 障害者能力開発助成金
  - 第1種（施設設置費）
  - 第2種（運営費）
  - 第3種（受講費）
  - 第4種（グループ就労訓練 請負型・雇成型・派遣型・職場実習型）

終了する助成金の取扱いは、助成金ごとに次のとおりとなります。

### 障害者介助等助成金

- 1 （重度中途障害者等職場適応助成金、健康相談医師の委嘱助成金、職業コンサルタントの配置又は委嘱助成金、在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱助成金）

- ・ 本助成金は平成27年4月9日（木）をもって終了しました。

なお、1の助成金には、次の経過措置があります。

#### (1) 重度中途障害者等職場適応助成金

平成27年4月9日（木）以前に、既に支給を受けている事業主のほか、重度中途障害者等職場適応助成金の支給対象となる措置を開始しており、認定要件を満たしている場合は、本助成金の対象となります。

#### (2) 健康相談医師の委嘱助成金、職業コンサルタントの配置又は委嘱助成金、在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱助成金

平成27年4月9日（木）において、既に支給を受けている事業主のほか、雇用されている対象障害者については、平成27年4月10日（金）から平成27年7月9日（木）までに(2)の助成金の認定要件を満たした場合は、これらの助成金の対象となります。

- ・ 平成27年度においては、国の新制度として、

- ① 重度中途障害者等職場適応助成金に代わって、対象障害者が障害を理由に3か月以上休職し、復帰に当たり職場適応のための措置を行って雇用を継続した場合の助成金として、「障害者職場復帰支援助成金（仮称）」が、
- ② 健康相談医師の委嘱助成金、職業コンサルタントの配置又は委嘱助成金、在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱助成金に代わって、新規に対象となる障害者を雇い入れて支援員を配置した場合の助成金として、「障害者職場定着支援奨励金（仮称）」が、それぞれ利用できるようになる予定です。

- ・ 新制度については、最寄りの労働局職業安定部職業対策課あてお問い合わせください。

## 2 職場適応援助者助成金（第1号、第2号）

- ・ 本助成金は、平成27年4月9日（木）をもって終了しました。

なお、2の助成金には、次の経過措置があります。

平成27年4月9日（木）以前に地域障害者職業センターにおいて承認を得た支援計画に基づく支給請求は平成27年4月10日（金）以後においても、従来どおり受け付けます。

また、研修に係る旅費に対する助成は、平成26年度中に行われた研修に限り、従前どおり支給請求を受け付けます。

- ・ 平成27年度においては、国の新制度として、第1号職場適応援助者助成金に代わって訪問型職場適応援助促進助成金（仮称）が、第2号職場適応援助者助成金に代わって企業在籍型職場適応援助促進助成金（仮称）が、それぞれ利用できるようになる予定です。
- ・ 訪問型職場適応援助促進助成金については、支援計画に基づく支援の開始前に、労働局において受給資格認定手続きを行う必要があります。  
受給資格認定手続きには約1か月の審査期間が必要となりますので、27年度の早期に地域障害者職業センターに支援計画の作成又は承認を受けて支援を開始しようとする場合は、お早めに労働局職業安定部職業対策課へお問い合わせください。
- ・ 新制度については、最寄りの労働局職業安定部職業対策課までお問い合わせください。

## 3 重度障害者等通勤対策助成金（住宅の新築等助成金）

- ・ 本助成金は平成27年3月末をもって、終了しました。

## 4 障害者能力開発助成金（第1種、第2種、第3種、第4種）

（第1種、第2種）

- ・ 本助成金は平成27年3月末をもって、終了しました。

（平成27年3月31日（火）までに提出された受給資格認定申請により認定された案件については、同年4月1日以降においても、従来どおり支給を受けることができます。）

- ・ 平成27年度においては、国の新制度として、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者等に対し、職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための一定水準以上の教育訓練を行うための施設や設備の設置等を行った場合の費用等を助成する「障害者職業能力開発助成金（仮称）」が、創設される予定です。
- ・ 新制度については、最寄りの労働局職業安定部職業対策課までお問い合わせ下さい。

（第3種、第4種）

- ・ 本助成金は平成27年3月末をもって、終了しました。

（平成27年3月31日（火）までに提出された受給資格認定申請により認定された案件については、同年4月1日以降においても、従来どおり支給を受けることができます。）

詳細については、以下にお問い合わせください。

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者助成部助成管理課  
T E L 043-297-9500 F A X 043-297-9546